

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令5-職1〕

第1 当審査会の結論

諮問のあった下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

大阪市内にある民家（以下「本件民家」という。）の玄関口、その壁面、当該玄関口と接する道路及び裏口において張り紙や落書き（以下「本件張り紙等」という。）を行い、不特定多数の者が視認できる状態に置いていた行為

第2 結論に至った理由

1 調査審議の対象とする本件表現活動について

本件表現活動の内容は、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件表現活動の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件表現活動の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民政局において確認した令和5年3月22日時点における本件表現活動の内容を調査審議の対象とすることとした。

2 本件表現活動に係る申出人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動が

ヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動は、下記4に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

3 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動は、大阪市内において、本件民家に本件張り紙等を行い、本件民家の前の道路を通行する不特定多数の者が視認できる状態に置いていたものであることから、大阪市内で行われたものであると認められ、本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 小括

本件表現活動は、上記(1)に記載したとおり、条例第5条第1項第1号に該当するので、ヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととする。

4 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件張り紙等においては、「朝鮮人」や不要な物を表す文言（以下「当該文言」という。）を表記し、当該文言が許可なく本件民家に入ることを禁止す

る旨（不鮮明ではあるが、当該文言の下に「朝鮮」と推測される文言や許可なく本件民家に入ること禁止する旨の下に本件民家の周囲を徘徊することを禁止する旨が書かれている。）等の文言が確認される。

このように、当該文言の下に「朝鮮」と推測される文言が書かれており、また、許可なく本件民家に入ることや周囲を徘徊することを禁止する旨に関し、命令形を用いた表現がされている。

しかしながら、本件張り紙等だけでは、どのような意図を持って行われたのかは定かではなく、また、「朝鮮」を当該文言にたとえているようにも読み取れる表現についても、当該文言の下に「朝鮮」と書いているだけでも考えられ、必ずしも「朝鮮」を当該文言にたとえているとは断定できず、在日韓国・朝鮮人に対する表現であるのか、国家に対する表現であるのかについても明らかではない。

また、民家居住者が、所有権又は占有権に基づき、民家に許可なく侵入することを禁ずることについては何ら問題があるところではないと考えられる。

こうしたことを総合的に勘案すると、これらの表現内容は、相当程度の侮蔑又は誹謗中傷を伴う内容又は態様であるとまで認めることはできないため、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号アに該当するとはいえない。

また、在日韓国・朝鮮人のうち相当数のものに、その生命、身体又は財産に脅威を感じさせるような表現の内容や態様も認められないことから、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号イにも該当するとはいえない。

よって、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(2) 小括

以上から、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和5年度 令5一職1

年 月 日	経 過
令和 5 年 4 月 21 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 5 年 4 月 21 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 3 月 4 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 6 月 5 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 7 月 28 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 8 月 5 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）